

## 市第32号議案

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。